

応用物理学会学術講演会講演規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人応用物理学会（以下「本会」という）が主催する春季・秋季学術講演会における講演が公正かつ適切に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「講演会講演」とは、学術講演会における招待講演、一般講演（口頭講演、およびポスター講演）、討論（パネルディスカッション等）をいう。

2 本規程において「登壇者」とは、招待講演、一般講演、および討論を行う者をいう。

(講演会登壇資格)

第3条 一般講演の登壇者は、本会正会員・学生会員、および本会の協定学会会員（以下、「会員」という。）に限る。

2 招待講演においては本会会員以外の者も登壇者となることができる。

(講演会参加費)

第4条 会員が一般講演で登壇者となるためには、一般講演における登壇申込および講演会参加申込をした上で所定の講演会参加費の支払いをしなければならない。

(講演会登壇件数)

第5条 一般講演における会員一人あたりの登壇件数は口頭講演とポスター講演をあわせて原則3件以内とする。

(講演予稿原稿)

第6条 申込みにかかる講演内容は、応用物理学（広義）に関するものとし、講演予稿原稿は別途定める講演募集要項に従って作成するものとする。

2 予稿原稿は、投稿締切以降の取消、差し換え、修正は一切受け付けない。

3 講演予稿の著作権は本会に帰属するものとする。

(講演時間)

第7条 一般講演1件あたりの講演時間は、口頭講演が15分（講演10分、質疑応答5分）、ポスター講演が2時間とする。

(投稿時の規定違反に対する措置)

第8条 本会が、申込みにかかる講演内容が応用物理学（広義）に関する内容以外を含むもの、応用物理学から著しく逸脱するもの、本会の定める倫理綱領に反するものあるいは本会の品位と信用を損なう恐れがあると判断したときは、当該申込みにかかる講演申込を受理しないことができる。

(発表時の規定違反に対する措置)

第9条 登壇者が招待講演および一般講演において前条に違反する内容の講演または討論を行った場合は、本会は講演会企画・運営委員会の審議を経て、理事会の議決によって、当該登壇者に対して次の処分を科することができる。

- ①口頭での注意
- ②書面での警告
- ③講演会登壇資格停止

2 本規程に定められていないことについては、講演会企画・運営委員会で判断する。

(本規程の改正、廃止)

第10条 本規程の改正および廃止は講演会企画・運営委員会において出席者の過半数の賛成の決議で行い、総務担当理事の承認を経た後、理事会へ報告する。

附則 2017年12月15日 応用物理学会理事会承認